

第3削減計画期間の目標達成に関する説明会 質問に対する回答

No	質問	回答
1	同一の事業者が所有する複数の事業所間における超過削減量の移転のやり方を教えてください。	一般管理口座を開設し、大規模事業所Aの指定管理口座から一般管理口座に、一般管理口座から大規模事業所Bの指定管理口座に移転することになります。それぞれの移転は、「振替可能削減量振替申請書」を提出して行います。
2	ナンバープレートが取付けられたフォークリフトで使用する燃料は排出量等の算定対象外でしょうか。	ナンバープレート付きの自動車は、原則として敷地外で利用するものと判断し、敷地内外の燃料使用量が分けられる場合は算定対象外としています。ただし、敷地外で利用することがないがナンバープレートを付けているフォークリフトなどの小型特殊自動車は、敷地内で利用するものと判断して算定対象とすることを妨げません。
3	第三者検証で毎回提示する書類が非常に多くあります（建築確認書類など）。過去に一度提示したことがある資料は省略することはできませんか。各計画期間の初回検証時のみの提示にすることはできませんか。	検証は年度ごとに適否を判断するため、通常、必要となる資料が年度によって変わることはありません。お手数をおかけすることになり申し訳ありませんが、省略を可能にすることは考えておりません。
4	第三者検証において燃料等の使用（購入）がないことの証明を求められますが、点検書類もない場合、どのような書類を提示すればよいでしょうか。	燃料種ごとの発注一覧表に発注記録がないことなど、可能なものを提示してください。
5	過去の建築確認申請がなく、面積を証明する書類がない場合はどうしたらいいでしょうか。	エネルギー起源CO ₂ 排出量算定ガイドライン31ページの表2-1に資料を例示していますので、同様のものを用いてください。
6	前削減計画期間の超過削減量を今期の不足分に充当する場合、一般管理口座を開設する必要がありますか。	指定管理口座で保有している前期の超過削減量については、今期に不足となる場合にそのまま充当することができます。このため、前期の超過削減量が今期の不足分より多い場合は、一般管理口座を開設する必要はありません。
7	2022年度から2024年度の実績が1,500kL以上となった場合、2025年度中の検証は必要ですか。	2021年度の実績が1,500kL未満であれば、2025年度（第4削減計画期間）から排出量取引制度の対象となります。2025年度中に基準年度の検証を実施する必要はありませんが、早期に県と基準排出量の決定協議を実施し、基準排出量の算定年度の検証を実施することをお薦めしています。基準排出量の決定については個別にご相談ください。年度排出量の検証も2025年度の実績から実施することになるため、検証の時期は2026年度以降になります。
8	第2削減計画期間の超過削減量と第3削減計画期間用の東京都連携クレジットを、自社で使用する場合はどの書類を提出したらよいでしょうか。	第2削減計画期間の超過削減量も他のクレジット等と手続は変わりません。当該クレジットがどの口座に記録されているかによって、必要な書類は異なりますが、使用（充当）したい口座に記録されている場合は自動的に充当されます。そうでない場合は、「排出量取引の具体的な手続方法について」の資料の40ページに手続を纏めておりますので、こちらを御覧ください。また、東京都連携クレジットを自社で使用する場合は手続は、同資料の41ページに纏めておりますので、こちらを御覧ください。
9	超過削減量を次期計画期間へ引き継ぐ場合の手続を教えてください。	引継ぐための手続は必要ありません。第2削減計画期間での超過削減量は、第3削減計画期間の整理期間の間（2026年9月末まで）は有効となっています。
10	他社との取引によりクレジット等を取得する場合、「振替可能削減量等発行等申請書」と一般管理口座間のやりとりでの「振替可能削減量振替申請書」は他社が提出し、自社では指定管理口座への「振替可能削減量振替申請書」を提出すればよいでしょうか。	そのとおりです。なお、既にクレジット等が発行されているなど「振替可能削減量等発行等申請書」が不要となる場合があります。